

公益社団法人紀の川市シルバー人材センター

令和6年度事業計画

I 基本方針

我が国では、急速に高齢化が進行し、令和5年度版「高齢社会白書」によると、（令和4年10月1日現在）65歳以上人口は、3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）も29.0%となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれています。

人口減少、少子高齢化が進み、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは「人生100年時代」を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特性や実情を踏まえて、積極的な取り組みを強化していく必要があります。

令和3年4月に施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正では、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、定年制延長の動きは、シルバー人材センターにとっては会員確保がさらに難しくなっています。

また、厚生労働省「高齢者雇用状況報告書」の和歌山県の66歳以上働ける制度のある企業の割合の令和4年度では41.0%と年々増加しており、そうした状況から労働力人口の減少も相まって、企業による高齢者雇用が増加し、センターへの新規入会会員の年齢のさらなる上昇が予想されるところです。

こうした中、昨年10月に消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入、昨年5月に公布された「フリーランス新法」を見据えた、新たな契約方式への移行、デジタル化の推進の取組み等、業務の効率化により経営基盤の強化を図る必要があります、シルバー人材センターにとって、大きな変革期を迎えております。

高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地域に求められていることを鑑み、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うために、全国シルバー人材センター事業協会、和歌山県シルバー人材センター連合会と相互に連携を図り、指導を受けながら令和6年度においては引き続き次の項目を重点項目として位置づけ、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者の知識・経験を活かすことのできる就業機会の確保に取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 普及啓発
2. 組織の充実
3. インボイス制度への対応
4. 請負契約方法の見直しへの対応
5. 就業機会の拡大
6. 安全・適正就業の推進
7. 会員の拡大と育成
8. 受注拡大と就業率の向上
9. 労働者派遣事業の推進

10. 生活援助サービスへの取り組み
11. デジタル化の推進
12. 研修活動の推進
13. 会員の交流

II 事業計画

1. 普及啓発

- (1) 広報誌「シルバー紀の川」を年3回発行
- (2) シルバー普及啓発月間の「シルバーの日」を中心に、ボランティア清掃とともに新規会員の拡大を図るための街頭における普及啓発活動を実施
- (3) 市の関係部局と連携して市内の企業に向けてのPRやイベントなどの機会を通じた啓発活動の実施
- (4) 市の「広報 紀の川」にシルバー関連記事を掲載
- (5) サポート事業推進員の戸別訪問による普及啓発

2. 組織の充実

- (1) リーダー会組織の目的・役割等の見直しについて検討
- (2) 女性会員の拡大とともに、女性リーダーの拡充
- (3) 総務、事業、安全の3部会に合同部会を加え、情報を共有した連携体制を強化
- (4) 技能職の後継者育成のための指導方法等の検討

3. インボイス制度への対応

令和5年10月に導入された「インボイス制度」に関連し、将来に渡りセンター事業運営に大きな影響を及ぼすことがないように、引き続き対応策の検討を行います。

4. 請負契約方法の見直しへの対応

令和6年中に予定されている「フリーランス新法」施行に伴い行われる請負契約方法の見直しについて、スムーズに行えるよう対応策の検討を行います。

5. 就業機会の拡大

就業先の開拓、女性会員の就業先の確保、就業の適正化を図り、会員の技術・技能の向上を推進するため、以下の内容に取り組みます。

- ① 就業機会拡大にあたり、希望する会員が少ない職種を周知し、会員の新たな就業意欲を開拓・向上する方策を実施
- ② 公共部門に対して、既存の発注事業の継続やシルバーに適した新規事業の発注の働きかけを実施

6. 安全・適正就業の推進

- ① 安全パトロールを毎月1回実施し、安全保護具等の着用徹底及び安全指導を継続的に実施
- ② 会員の安全意識の高揚と事故防止の抑止力となることを目的とした「ペナル

ティ制度」や損害賠償事故免責額の周知徹底

- ③ 会員の就業中・途上の怪我及び賠償事故抑制のため、顛末書提出の義務付けを実施
- ④ 新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業等についての研修を実施
- ⑤ 全シ協適正就業ガイドラインの「シルバー人材センターが提供する業務」の趣旨に基づき「臨・短・軽」の原則を順守したローテーション就業の促進
- ⑥ 全シ協適正就業ガイドラインの「会員の就業形態」の趣旨に基づき、請負委任、派遣の就業形態に沿った適正な契約の締結
- ⑦ センター車使用による運転前後のアルコール検査をアルコール検知器により実施

7. 会員の拡大と育成

会員を拡大するため、定例会説明会の回数を見直し、必要に応じ臨時の入会説明会の開催、会員確保のために広報の充実を図り、未就業会員の対策を強化するため、以下の内容に取り組みます。

(1) 会員の獲得・退会抑制

- ① 定例会説明会を月1回から月2回に増やす
- ② 入会説明会の資料の見直しを行い、参加者がより容易に理解できるものにすると共に、ホームページで資料を確認し入会申込みを行うことができるような、新たな入会申込方法の構築を図る
- ③ 会員の業種に対する選択肢を増やすため、新規事業に積極的に取り組む
- ④ 希望者に草刈・剪定業務に慣れるまで、当センターの道具を一定期間貸し出す
- ⑤ 個人情報に留意しながら、未就業会員情報を入手・共有し、未就業会員に対する就業情報提供の継続的な実施
- ⑥ 高齢者が主体となって活動している団体に対する啓発活動の推進

(2) 会員の意識・スキルの向上

新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業の研修だけではなく、各実技講習会への参加を促し、接遇等、会員の意識・スキルの向上を図ります。

(3) 高齢会員への対応

高齢者関連事業を所管する機関との連携強化の検討

(4) 会員の技術・技能の向上

- ① 新入会員を中心とした技能講習会（草刈、植木剪定、果樹剪定等）を実施
- ② 外部講師を招いて「屋内清掃講習会」を実施

8. 受注拡大と就業率の向上

- (1) 受託事業の拡大を図るため、現在の就業先の継続就業の確保、更に新規事業の実施による一般家庭、企業、公共機関等からの受注の掘り起こし
- (2) 市の情報収集を図り、受注機会の開拓及び確保
- (3) 市内の遊休農地や空地の適正管理業務について、市関係部局と調整を図り会員の就業

機会を拡大

- (4) 特定の会員に就業機会が偏らないよう調整や新入会員への早期就業機会の提供
- (5) 受注拡大、就業率の向上のため、「空き家、空き地、墓地の管理事業」、「シルバー人材バンク講師派遣事業」の推進

9. 労働者派遣事業の推進

高齢者就業機会確保事業として、新たな就業機会の確保と会員拡大を図るため、本年度も労働者派遣事業を積極的に推進し、現契約の更新とともに、新たな事業所との契約に取り組みます。

10. 生活援助サービスへの取り組み

当センターの独自事業「シルバーお助け隊」について、対象者・利用時間を見直し、幅広い発注者の依頼に対応することで、事業拡大に取り組みます。

11. デジタル化の推進

スマートフォンの活用によりデジタル化を推進し、会員への情報発信の迅速化、業務の効率化を図るため、「スマートフォン教室」を実施します。

12. 研修活動の推進

役員及び職員の資質向上と当センターの健全な運営を期するため、県連合会をはじめ関係機関の協力を仰ぎながら、研修活動に努めます。

13. 会員の交流

会員相互の親交、情報交換、連帯意識の高揚を図るため、会員の親睦事業やサークル活動の推進に努めます。